

総社市個人情報保護条例及び総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第21号

総社市個人情報保護条例及び総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(総社市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 総社市個人情報保護条例(平成17年総社市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(開示等の実施) 第24条 略 2～4 略 5 実施機関は、第22条第1項の規定により、自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をすることを決定した場合において、情報提供等記録の訂正をしたときは、必要に応じ、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(開示等の実施) 第24条 略 2～4 略 5 実施機関は、第22条第1項の規定により、自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をすることを決定した場合において、情報提供等記録の訂正をしたときは、必要に応じ、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

(総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年総社市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。